

①提案のテーマ：自然と共生する日本のふるさと百選

②提案の概要（5行程度で）

里地里山など自然との共生が行われ、日本人にとってのふるさとと呼ぶに相応しい地域を選定し、日本のふるさと百選を作る。これにより、里地里山の保全のモデル的な取組みを呈示し、その取組みを全国に普及させるとともに、今後の新たな観光として、里地里山的な自然の楽しみ方を普及させる。さらには、団塊の世代の人々が退職後の生活を考える際の一つの道しるべとして活用してもらう。

③提案の背景・問題点等

日本の自然は、里地里山のように人間の手がある程度入ったものが多いが、里地里山に住む人々が高齢化したり生活・農業の形態が変化することにより、手入れされずに放棄されている例が増加している。それにより里山などの荒廃が進むとともに、長年の間に維持形成されてきた里地里山特有の豊かな生態系への影響も出てきている。また、団塊の世代の人々など、里地里山的な生活に関心を持つ人が増えてきているが、優れた里地里山がどこにあるかなどを示した情報が不足しており、関心を持つ人々の需要に応えていない。

④提案の内容

イギリス人にとっての心のふるさとは、ナショナルトラスト運動の草創期とも関係の深いイギリスの湖水地方であると言われる。そこは、なだらかな丘と多数の小さな湖、それを取り巻く緑により構成されており、ピーターラビットの作品が作られたところでもあり、毎年多数の観光客が訪れている。

一方、日本人が「ふるさと」という言葉から連想するもの、或いは日本の原風景は、里地里山の風景であると言われる。しかし、今やこの里地里山は、高齢化や生活・農業の形態の変化により手入れがされず、放棄される例も多くなっている。それにつれて、里地里山を生息地とする動植物等への影響も深刻なものとなってきており、生物多様性の保全の上でも大きな問題となっている。

そこで、里地里山の保全について優れた取組みが行われ、美しいふるさとの景観が保たれているモデル的な地域を各都道府県から選定し、「自然と共生する日本のふるさと百選」としてまとめる。そのようなモデルを広く示すことにより、イギリスの湖水地方にも劣らない美しい日本のふるさと作りを日本全国に広めることとする。そのために、環境省においては、ふるさと百選を紹介する本（和文・英文）を作成するほか、環境省のホームページに掲載し（和文・英文）、広く普及に努める。

現在、地域を活性化させる取組みが各地で行われているが、その取組みの基本は、地域を見つめ

直し地域の資源を有効に活用することであるとも言われる。里地里山は華やかなものではなくとも、考え方・利用の仕方によっては豊かな地域資源である。社会が成熟するに従って、華やかな観光地から、より自然で癒しが得られるところへ人々の好みが変わる可能性がある。愛知県の足助町（平成17年に豊田市と合併）には何気ない昔の農村集落を再現した小さな観光スポットがあるが、若い人も含めた多くの人でにぎわっている。こうしたことから、適切に手入れされることにより自然との共生が実現された里地里山を紹介することにより、華やかではなくとも心を豊かにする新たな観光（エコツーリズム）を地域において実現することができると考える。里地里山を保全し、新たな観光を地域において実現することは、訪れる人だけではなく、地域に住む人をも精神面において豊かにしていくほか、地域社会・経済の活性化にもつながるものと考えられる。

近年、都会から里地里山と言われる地域に移り住むことを希望する人が増えてきているが、団塊の世代の人々が退職した際には、そのような人の数はさらに多くなる可能性がある。ふるさと百選は、自然との共生が図られ美しい日本のふるさとと呼ぶに相応しい地域を各地から紹介するものであり、第二の人生を心豊かに過ごす場所を求める人々、あるいは週末に里地里山などで過ごす二地域居住を希望する人々にとって、確かな道しるべになるものと考える。

さらに、第三次生物多様性国家戦略の策定や、生物多様性条約の2010年の締約国会議の日本開催に向けての準備作業が進められる中、これらと並行して本提案の取組みを進めることで、国民の間に生物多様性の概念が普及し、その保全のための機運が高まることが期待されるものである。

#### ⑤提案の実現に向けた道筋

都道府県から推薦を受け、有識者による選定委員会において、自然と共生した日本のふるさとと呼ぶに相応しい地域を環境省が選定する。さらに、環境省において百選の冊子（和文・英文）を作成、ウェブサイトにも掲載し（和文・英文）、広く紹介に努める。

<備考>（事務局において記入）

①提案のテーマ： 「環境史遺産100選」の選定・公表・活用

②提案の概要（5行程度で）

環境問題を克服し持続可能な社会を実現するためには、国民一人一人が公害経験や自然保護などに関する我が国の経験を的確に認識し、これらを風化させずに次世代に継承していくことが重要である。このため、これまでの日本の「環境史」において忘れてはならない重要な事件が起こった場所を「環境史遺産」としてリストアップし、これを公表し、普及することにより、環境教育やエコツーリズムに活用し、環境保全に関する国民全体の造詣を深める。

③提案の背景・問題点等

1. 「日本の公害経験」などがまとめられ、国際的にもローカル・ナレッジの重要性が叫ばれる中、深刻な公害や自然破壊を経験し、克服すべく立ち向かってきた歴史を、今後の環境保全への礎とし、さらには発展途上国等への国際協力に活かしていくことが求められている。
2. しかし、こうした経験を深く見つめ直すべき「環境史」に関しては、図書や論文等の場では再整理やレビューが活発化しているものの、各地域の現場において、必ずしも重視されているとは言えない。悲惨な公害事件や大きな自然保護運動が起こった地域などでは、「負の遺産」と捉えるべき場所がマイナスイメージのみで考えられていることも少なくない。そのため、学校教育の現場などでも、地域に環境を学ぶ上で重要な材料があるにも関わらず、それを認識できず一般的な知識のみの学習に留まってしまうような例も見られる。
3. 例えば、歩行者天国発祥の地（北海道旭川市）、裁判で有名な日光太郎杉（栃木県日光市）、光化学スモッグ被害発生地（東京都杉並区）、鉛汚染報道の市ヶ谷柳町交差点（東京都新宿区）、ナショナルトラスト第一号地（神奈川県鎌倉市）、野生トキ全羽捕獲地点（新潟県佐渡）などは、環境史を語る上ではよく取り上げられる重要な場所であるものの、一般の人々にその場所がよく知られているという状況ではない。
4. 一方、三毛別ヒグマ事件の地（北海道苫前町）、川俣事件衝突の地（群馬県明和町）、ナホトカ号石油流出事故現場（福井県三国町）、ニホンオオカミ最後の捕獲地（奈良県東吉野村）、自然保護憲章発祥の地（鳥取県江府町）などのように、地域が事件を忘れないために記念碑等を整備し普及に努めている例も少なくない。足尾銅山（栃木県日光市）、エコパーク水俣（熊本県水俣市）のように環境学習のために整備された大規模な例もある。
5. こうした状況を全国的な観点から整理し、我が国の環境史をふり返る上で特に重要な場所について、地域社会に再認識を促すとともに、持続可能な社会をつくる上での理解を深めるための遺産として全国的に広く活用することが必要である。

④提案の内容

（目的・実施方法・手法・期待される効果等についても、できる限り具体的に記述してください。）

1. 次世代に伝えるべき環境史上の重大な事件が起こった場所を「環境史遺産」と位置づけ、一般市民や地方公共団体等からの公募、学識経験者等による審査等により多くの主体の参加を得つつ、全国的な観点から100カ所程度を選定する。
2. 選定した環境史遺産に関するパンフレット、ガイドブック、ホームページなどを作成し、国民に広く紹介する。これらは、我が国の環境史を概観することができる資料として、環境教育やエコツーリズム等の場で有効な素材になり、「日本の公害経験」などの考え方をさらに広げ、一般にも浸透させる効果が期待される。
3. 選定された環境史遺産については、現場を訪れる人に、その場所の意義、事件当時との変化などを的確に伝えるため、統一感のあるデザインによる解説版を設置する。デザインについては、公募によるロゴマークの採用、事件当時の当該地点から撮影した写真の使用など、より位置づけを明快に伝える工夫を併せて検討する。

4. 環境省自ら実施する普及方策以外にも、100選の選定・公表により、マスコミやNGO等により選定地毎の取材や紹介が行われ、再認識されることが期待される。さらに「環境史遺産」という概念が浸透すれば、自治体単位での選定が行われるなど、波及効果も期待できる。
5. この事業により、国民の環境保全に関する造詣が歴史的な認識も含めて大いに深まり、名実ともに環境先進国となるためのバックグラウンドを強固にすることが期待される。

⑤提案の実現に向けた道筋

(関係省庁や関係者との調整の必要性等についても、できる限り具体的に記述してください。)

- ・選定に当たっては、まず、「環境史遺産」という概念とその趣旨を広く公表し、地方公共団体や一般国民から候補地を公募する。
- ・公害史、自然保護史などの専門家による選定会議を設け、選定基準を整理するとともに、応募された候補地等から100箇所を選定する。
- ・公害衛生、自然環境など環境保全全般の分野にまたがるため、選定に当たっては省内各部局横断的な選定委員会を設置し、民間団体などの協力も得て普及を図る。

<備考> (事務局において記入)

1. 提案のテーマ：カーボン・オフセット市場の活性化による温暖化対策の推進

2. 提案の概要

- 国内での自主的な排出削減事業の実施を通じて達成された温室効果ガス排出削減量に応じて、取引可能な自主的な排出削減クレジット（VERs: Voluntary Emissions Reductions）を認証・発行する制度（国内版 CDM 認証制度）を立ち上げるとともに、事業者、国民、政府のそれぞれの部門による自主的なカーボン・オフセット（CDM クレジット（CERs）や自主的な排出削減クレジット（VERs）を購入し、自らの温室効果ガス排出量と相殺する取組）を推進するための条件整備を図る。
- これにより、需要と供給の両面からカーボン・オフセット市場の活性化を図り、市場メカニズムを活用した費用対効果の高い国内対策を強力に推進する。  
→詳細は「別紙1 カーボン・オフセット市場の活性化による温暖化対策の推進」を参照

3. 提案の背景・問題点等

- 現在、EU 等を中心に世界各地で排出量取引の動きが活発化しつつあるが、我が国においては、キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度は依然として本格導入されておらず、市場メカニズムを活用した費用対効果の高い温暖化対策が十分に進展していない状況にある。
- 一方、キャップ・アンド・トレード方式は排出量取引の一形態にすぎず、世界全体で見た場合、キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度に参加していない事業者や団体、個人の間で自主的なカーボン・オフセットによる排出量取引が活発化しつつあり、ICF International 社の予測結果では、その市場規模は急激に拡大するものと見込まれている。
- カーボン・オフセットとは、他の者が実施した排出削減事業により生じた排出削減クレジットを購入し、自らの温室効果ガス排出量と相殺する取組とされている。第一義的には、カーボン・オフセットではなく、まずは自らの排出削減努力を十分に講じることが必要であるが、排出量削減には限界があり、自らの排出量をゼロにすることは困難であるといえ、カーボン・オフセットは、こうした残った排出量を費用対効果の高い手法でさらに削減する上で、重要な役割を果たすものとして評価されつつある。
- 具体的な取組としては、自らの排出削減努力を十分に行った上で、なお残った排出量について、CDM クレジット（CERs）、JI クレジット（ERUs）やそれ以外の自主的な排出削減クレジット（VERs）を購入し、自らの温室効果ガス排出量と相殺（カーボン・オフセット）することによりさらなる排出削減を目指す自主的な取組が個人レベル、企業レベル、政府レベルで急速に進展しつつあり、中には自らの排出量すべてをカーボン・オフセットすることによりカーボン・ニュートラル（排出量ゼロ）を宣言する事業者やイベントも多数登場しつつある。
- 本提案は、このように世界的規模でカーボン・オフセット市場が急成長しつつある状況を踏まえ、我が国として世界に先駆けてカーボン・オフセットの制度化を行い、カーボン・オフセットの需要と供給の両面から、カーボン・オフセット市場の活性化を図ることにより、市場メカニズムを活用した費用対効果の高い国内対策の推進を図ろうとするものである。

→詳細は「別紙2 カーボン・オフセットに係る今回の提案の考え方」及び「別紙3 カーボン・オフセット市場を巡る最近の動向」を参照

#### 4. 提案の内容(詳細は、「別紙1 カーボン・オフセット市場の活性化による温暖化対策の推進」を参照)

##### (1) 目的

市場メカニズムを活用した費用対効果の高い国内対策の推進による京都議定書の6%削減約束の達成

##### (2) 実施方法・手法

以下の6つの柱による総合的な施策パッケージにより、需要と供給の両面からカーボン・オフセット市場の活性化を図り、市場メカニズムを活用した費用対効果の高い国内対策を強力に推進する。

- ① カーボン・オフセット・クレジット認証制度の構築(国内版CDMの認証制度)
- ② カーボン・オフセット基金の立ち上げによる国民運動の展開
- ③ カーボン・ニュートラル(排出量ゼロ)認定制度の構築
- ④ 政府部門のカーボン・ニュートラル(排出量ゼロ)の達成
- ⑤ 自主参加型排出量取引制度とのリンクの制度化
- ⑥ 温暖化対策推進法に基づく排出量の算定・報告・公表制度とのリンクの制度化

なお、今回の提案のような総合的な施策パッケージは、諸外国においても例がないものであるが、個別にみれば、⑥を除き上記のいずれの施策案についても世界各地で既に取組事例があるものばかりであり、その実現は決して困難ではないと考えられる。

##### (3) 期待される効果

温暖化対策に関しては、EUがキャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度を中核とした政策モデルを提示・実施することにより国際的な主導権を発揮しつつあり、我が国はこの後塵を拝している状況にある。

こうした中で、我が国として、自主的なカーボン・オフセットによる排出量取引を中核とした新たな政策モデルを提示し、実施に移すことにより、京都議定書に必ずしも積極的ではない国々をも巻き込みつつ、EUとは違ったアプローチで国際的な主導権を発揮することが可能となる。

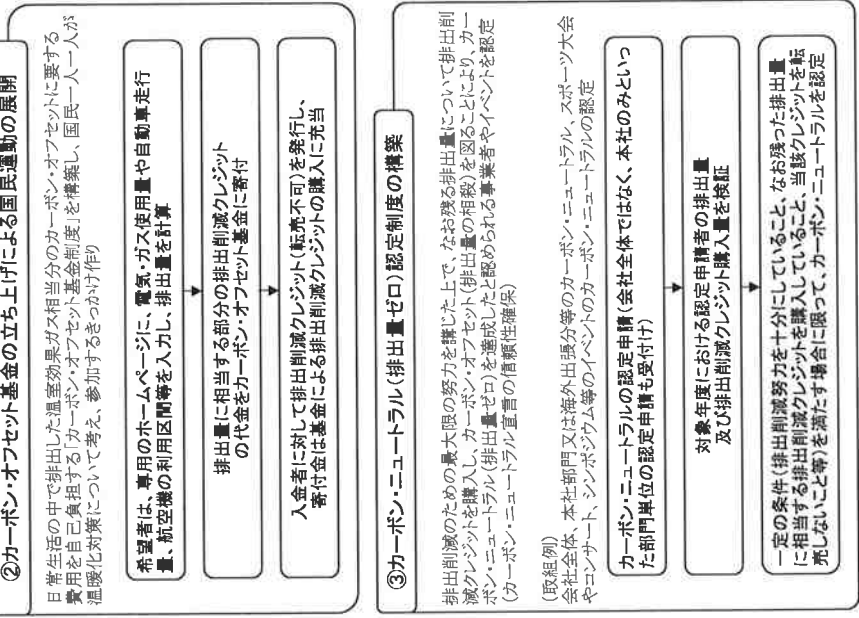
なお、キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度とカーボン・オフセットによる排出量取引の取組は、相互に両立可能かつ相互補完の関係にあり、EU主導の取組を阻害するものではなく、世界全体としての温暖化対策の一層の推進に貢献し得るものである。

#### 5. 提案の実現に向けた道筋

- 今回提案の施策パッケージは、自主的取組をベースにしており、かつ、キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度と異なり排出上限枠を設けるものではないため、産業界を始め幅広い利害関係者の参加と協力を得ることは必ずしも困難とは言えないと考えられる。
- 今後のスケジュールとしては、平成19年度の早い段階で具体的な制度設計に関する検討会を立ち上げ、関係者の意見にも十分耳を傾けながら制度の詳細について検討を進め、平20年度概算予算要求に盛り込むとともに、京都議定書目標達成計画の見直しに反映させ、本格的な施策展開を図ることが適当。
- 詳細については、「別紙4 今後の検討スケジュール案」を参照。

<備考> (事務局において記入)

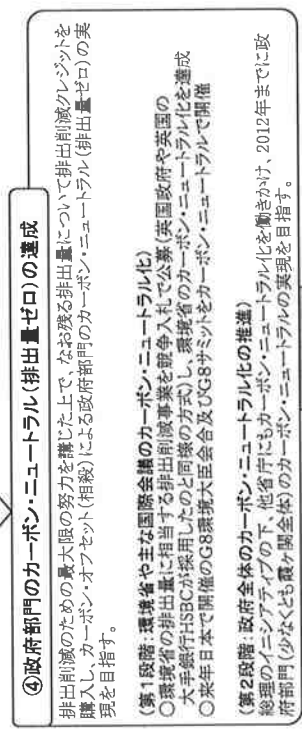
# カーボン・オフセット市場の活性化による温暖化対策の推進



国民一人一人が温暖化対策について考え、参加するきっかけづくり

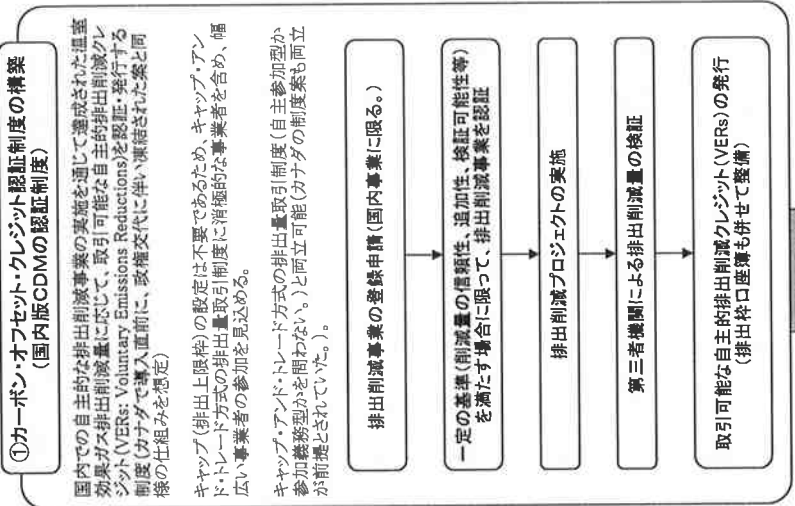
我が国のカーボン・ニュートラル企業を増やし、環境ブランドイメージを高めることにより、国際競争力を強化

カーボン・ニュートラルの認定制度においてグローバルスタンダードを構築



日本政府の断固たる姿勢を国内外に強くアピール

市場メカニズムを活用した日本ならではの新たな政策モデルを世界へ発信

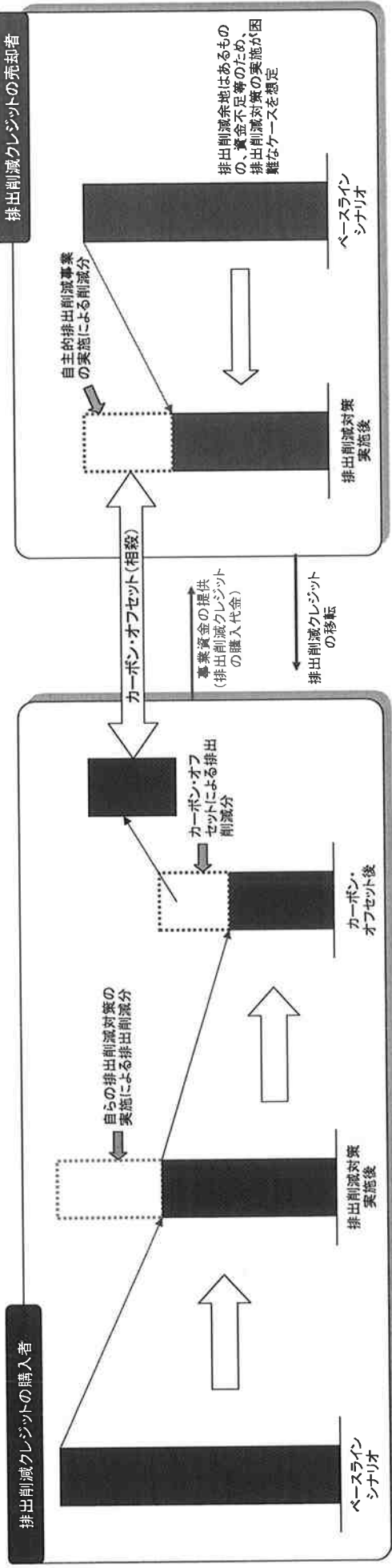


自主的排出削減クレジット(VERs)売却インセンティブの付与による国内における費用対効果の高い排出削減事業の発掘と推進

自主的排出削減クレジット(VERs)の信頼性確保による市場取引の促進

カーボン・オフセット市場におけるグローバル・スタンダードの構築

# カーボン・オフセットに係る今回の提案の考え



## カーボン・オフセットの基本的な考え方

**原則**  
第一義的には、自らの排出削減対策の実施やグリーン電力への転換によって、排出量の削減を図ることが原則

**しかし削減努力には限界**  
自らの排出量をゼロにすることはまず無理であり、また、費用対効果の観点からも、ある一定レベル以上の排出削減は現実的には困難

**カーボン・オフセットの実施**  
自主的排出削減クレジット(VERs)を購入し、自らの排出量とオフセット(相殺)我が国全体として、より費用対効果の高い形で、さらなる排出削減を実現

**排出削減対策事業の実施**  
排出削減対策の実施による自主的排出削減クレジット(VERs: Voluntary Emissions Reductions)の獲得  
例えば、資金力の乏しい中小事業者や民生部門、物流部門等においては、費用対効果の高い排出削減対策の余地が相当程度存在

**排出削減余地**  
排出削減余地はあるものの、資金不足等のため、排出削減対策の実施が困難なケースを想定

## 課題①: 国内でのカーボン・オフセットの取組は限定的

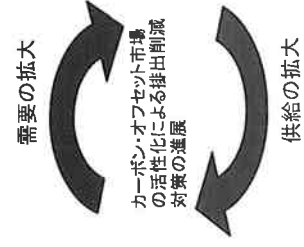
経団連自主行動計画の目標達成のためのCDMクレジット(CERs)の購入など、カーボン・オフセットの動きは一部見られるものの、諸外国と比較して日本におけるカーボン・オフセットの取組は極めて限定的なものであり、さらに、諸外国で見られるようにCERsのみならず自主的排出削減クレジット(VERs)も積極的に活用したカーボン・オフセットの取組は殆ど見られない状況。

**需要不足**  
カーボン・オフセット市場の活性化

**課題②: 信頼性等に対する懸念**  
CDMクレジット(CERs)の供給不足が懸念される一方、自主的な排出削減事業については、その排出削減クレジット(VERs)を公的に認証し、その信頼性、検証可能性等を確保するための制度的仕組みは未整備であるため、国内における費用対効果の高い排出削減事業の発掘・推進が停滞している状況。

## カーボン・オフセットの取組の拡大方策の提案(排出削減クレジットの需要の拡大)

- ②カーボン・オフセット基金の立ち上げによる国民運動の展開(個人レベルのカーボン・オフセットの推進)
- ③カーボン・ニュートラル(排出量ゼロ)認定制度の構築(企業・団体レベルのカーボン・オフセットの推進)
- ④政府部門のカーボン・ニュートラル(排出量ゼロ)の達成(政府レベルのカーボン・オフセットの推進)
- ⑤自主参加型排出量取引制度とのリンク
- ⑥温暖化対策推進法に基づく排出量の算定・報告・公表制度とのリンク

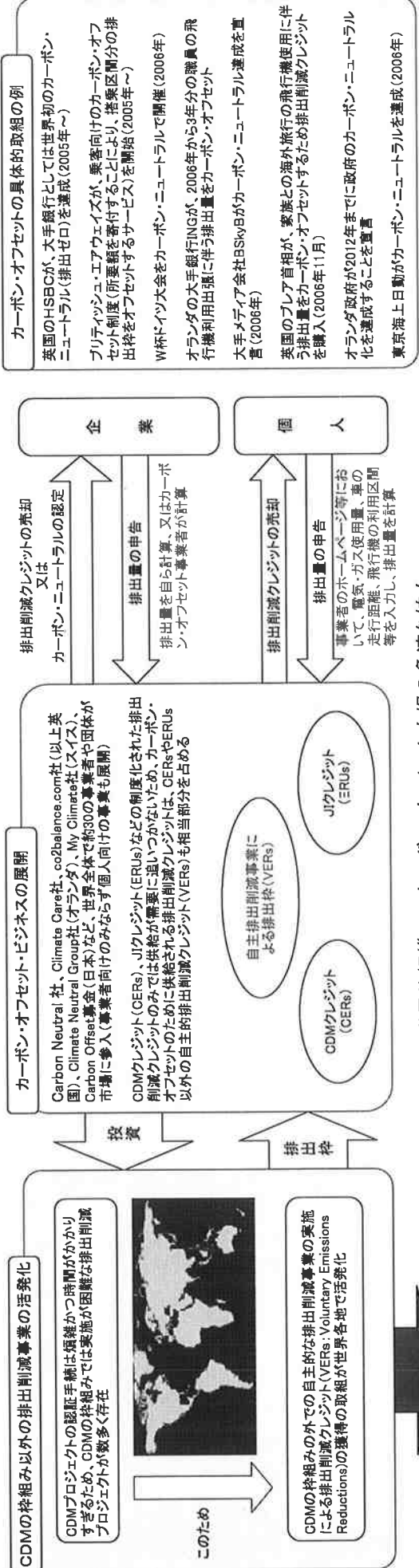


**自主的排出削減クレジット(VERs)の信頼性等の確保策の提案**

- ①カーボン・オフセット・クレジット認証制度(国内版CDMの認証制度)の構築
- ・国内での排出削減事業のみを対象
- ・誰でも参加可(自主参加型排出量取引制度の参加者を除く。)
- ・一定の基準(削減量の信頼性、追加性、検証可能正等)を満たす場合に限って、排出削減事業を認証
- ・認証された排出削減事業の実施による排出削減量については、第三者機関による検証の後、自主的排出削減クレジット(VERs)として発行

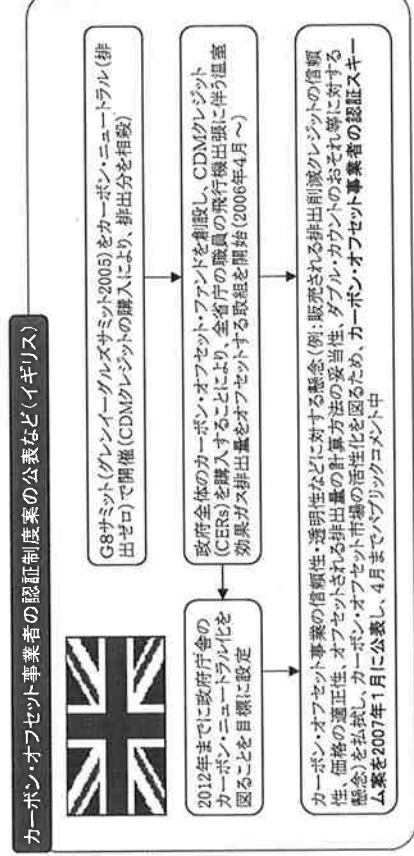
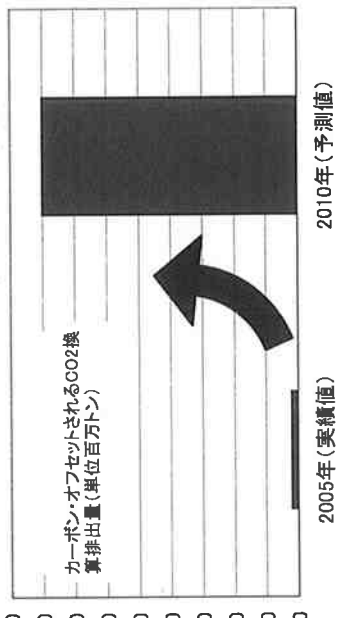


# カーボン・オフセット市場を巡る最近の動向



## 世界的規模でのカーボン・オフセット市場の急速な拡大

(ICF International社資料を基に作成)



# 今後の検討スケジュール案

